



鳥取県公報

平成15年8月8日(金)
第7508号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 告 示 | 県営土地改良事業計画の変更(506)(耕地課)..... | 1 |
| | 土地改良事業の認可申請の適否の決定(507)(＼)..... | 1 |
| 公 告 | 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防課)..... | 2 |
| | 平成15年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度・第2回) の実施(人事委員会事務局任用課)..... | 3 |
| | 平成15年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度・第3回)の実施(＼)..... | 6 |
| | 平成15年度鳥取県職員採用試験(資格・免許職)の実施(＼)..... | 8 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施(警察本部会計課)..... | 10 |

告 示

鳥取県告示第506号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営中山間地域総合整備事業河原地区農業用排水、農道整備、区画整理及びため池等整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年8月8日から20日間

3 縦覧に供する場所

河原町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第507号

岩美郡福部村大字高江131安田豊実ほか22人の者が共同して行う土地改良事業(非補助土地改良事業高江地区

農用地造成)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 8 月 8 日から20日間

3 縦覧に供する場所

福部村役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成15年 8 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施区分

| 区 分 | 対象となる消防設備士の種類及び区分 |
|------------------|--|
| 消 火 設 備 | 第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 |
| 警 報 設 備 | 第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士 |
| 避 難 設 備 消 火 器 | 第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士 |

2 日時及び講習科目

| 区 分 | 月 日 | 時 間 | 講 習 科 目 |
|---------|-------------|----------------------|--------------------------------------|
| 消 火 設 備 | 10月 8 日 (水) | 午前 9 時30分から 正午まで | 消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 |
| | | 午後 1 時から 午後 5 時まで | 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |
| 警 報 設 備 | 10月10日 (金) | 午前 9 時30分から 正午まで | 消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 |

| | | | |
|-------|-------------|----------------------|--------------------------------------|
| | | 午後 1 時から 午後 5 時まで | 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |
| 避難設備 | 10月 9 日 (木) | 午前 9 時30分から 正午まで | 消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 |
| 消 火 器 | | 午後 1 時から 午後 5 時まで | 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |

(注) 講習終了後、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市小田458 ^{ほうき} 伯耆しあわせの郷

4 受講申請書の受付期間

平成15年 8 月11日 (月) から同年 9 月 5 日 (金) まで (郵送の場合は、平成15年 9 月 5 日 (金) までの消印があるものに限り受け付ける。)

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680 - 0803

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前 6 月以内に撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県消防課及び各消防局に備え付けの用紙によるものとし、2 以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

また、講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類を提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1 の講習の区分につき 7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

なお、納付後の受講手数料は、理由の如何を問わず返金しないので、注意すること。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に関し不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会 (電話0857 - 26 - 5165) 又は鳥取県消防課 (電話0857 - 26 - 7790) に問い合わせること。

職員の任用に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第 1 項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年 8 月 8 日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度・第 2 回)

2 試験の種類及び採用予定者数

| 試験の種類 | 採用予定者数 |
|-----------|--------|
| 学芸員又は学芸員補 | 1名程度 |

(注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

2 試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 採用する職は、合格した者が博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項の学芸員の資格を有する場合は学芸員と、当該資格を有しない場合は学芸員補とする。

3 対象となる職

(1) 学芸員

教育委員会の事務部局等に勤務する研究職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 学芸員補

教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる採用した者の職の区分に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。なお、これらの給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

(1) 学芸員 169,056円

(2) 学芸員補 164,640円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和39年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 次の要件のいずれかを満たす者であること。

ア 動物学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成16年3月31日までに卒業見込みの者又は動物学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成16年3月31日までに修了見込みの者

イ 博物館又は研究機関において、2年以上の動物学の研究をした経験を有する者

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

論文審査

(2) 論文及び受験申込書の提出期限

平成15年9月12日（金）

7 第2次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成15年10月26日（日）及び同月27日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年10月9日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年11月13日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入し、別に作成される受験案内に指示されている論文を作成の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年8月14日（木）から同年9月12日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成15年9月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年8月8日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・第3回）

2 試験の種類及び採用予定者数

| 試験の種類 | 採用予定者数 |
|-------|--------|
| 農 業 | 3名程度 |

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額164,640円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は、次のとおりであること。

ア 昭和43年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者

イ 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成16年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるもの

（2）農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3第2項に規定する改良普及員の資格を有する者又は平成16年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者

（3）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

（2）試験の期日

平成15年10月26日（日）

（3）試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成15年11月26日(水)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年11月13日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年12月5日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は原則として平成16年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年9月24日(水)から同年10月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年10月10日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年8月8日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験（資格・免許職）

2 試験の種類及び採用予定者数

| 試験の種類 | 採用予定者数 |
|-------|--------|
| 薬 剤 師 | 1名程度 |

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表（2）2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額170,304円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和43年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成15年10月26日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成15年11月26日(水)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年11月13日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年12月5日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は原則として平成16年1月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年9月24日(水)から同年10月10日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年10月10日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県警察本部ネットワークシステム 一式

- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 借入期間

平成16年2月1日から平成21年1月31日まで

- (4) 納入期限

平成16年1月30日（金）

- (5) 納入場所

入札説明書による。

- (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の一式の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (3) 過去2年間に、国又は地方公共団体が発注したこの公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成15年8月8日（金）から同年9月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目220

鳥取県警察本部会計課庁舎整備室

電話 0857 - 23 - 0111 (内線2256)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年9月19日(金)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成15年9月18日(木)午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室(本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年9月1日(月)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Tottori Prefectural Police Headquarters Network System, 1 Set

(2) September 1, 2003 3:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) September 19, 2003 1:30 PM : Time - limit for submission of tenders
September 18, 2003 5:00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi -
machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan TEL : 0857 - 23 - 0111 (Extension telephone 2256)